

汚染物質の種類

※第二溶出量基準は汚染の除去等の措置を選択する際に使用する土壌溶出量の程度を表す指標。

例) 管理型処分場(埋立処理施設)の受入れ基準は第二溶出量基準以下

※トリクロロエチレン、カドミウム及びその化合物は令和3年4月1日より基準値変更。

分類	特定有害物質の種類	土壌溶出量基準 (単位: mg/L)	土壌含有量基準 (単位: mg/kg)	第二溶出量基準 (単位: mg/L)
第一種特定有害物質 (揮発性有機化合物)	クロロベンゼン	0.002 以下	—	0.02 以下
	四塩化炭素	0.002 以下	—	0.02 以下
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	—	0.04 以下
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	—	1 以下
	1,2-ジクロロベンゼン	0.04 以下	—	0.4 以下
	1,3-ジクロロベンゼン	0.002 以下	—	0.02 以下
	ジクロロメタン	0.02 以下	—	0.2 以下
	テトラクロロエチレン	0.01 以下	—	0.1 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	—	3 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	—	0.06 以下
	トリクロロエチレン	0.01 以下	—	0.1 以下
	ベンゼン	0.01 以下	—	0.1 以下
第二種特定有害物質 (重金属等)	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	45 以下	0.09 以下
	六価クロム化合物	0.05 以下	250 以下	1.5 以下
	シアン化合物	検出されないこと	50 以下 (遊離シアンとして)	1 以下
	水銀及びその化合物	水銀が 0.0005 以下、かつ、 アルキル水銀が検出されないこと	15 以下	銀が 0.005 以下、かつ、 アルキル水銀が検出されないこと
	セレン及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.3 以下
	鉛及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.3 以下
	砒素及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.3 以下
	ふっ素及びその化合物	0.8 以下	4000 以下	24 以下
ほう素及びその化合物	1 以下	4000 以下	30 以下	
第三種特定有害物質 (農薬等)	シマジン	0.003 以下	—	0.03 以下
	チウラム	0.006 以下	—	0.06 以下
	チオベンカルブ	0.02 以下	—	0.2 以下
	PCB	検出されないこと	—	0.003 以下
	有機りん化合物	検出されないこと	—	1 以下

